様式第５号

質 疑 回 答 書

令和８（2026）年 10 月 26 日

プロポーザル参加者各位

質疑のありましたことについて、下記のとおり回答します。

案　件　名　　みよし市放課後児童クラブ兼わくわくたいけんプログラム一体運営業務委託

みよし市長　小山　祐
（　公　印　省　略　）

番号	質　　疑　　事　　項	回　　答
1	現在の放課後児童クラブとわくわくたいけんプログラムそれぞれの職員数とその内訳をご教示ください（児童クラブ：主任支援員、支援員、補助員　こども教室：コーディネーター、支援員）	現行事業者における職員数および人員配置については、現在の請負事業者の固有の業務ノウハウに基づき設定されているものであるため、公表いたしかねます。
2	放課後児童クラブとわくわくたいけんプログラムの職制ごとの現行事業者設定の現在の時給、月給をご教示ください。また賞与や手当があれば金額及び支給条件も含めてご教示ください。	現行事業者の設定している人件費に関する金額内訳等については、公表いたしかねます。
3	貴市が人件費を算出される際に、各職制に対していくらの時給もしくは月給、及び賞与で計算したかをご教示ください。	本事業の積算内訳および想定金額については公表しておりません。実施要領に明記された予算上限額の範囲内で、各社で適切な積算および提案を行ってください。

4	わくわくたいけんプログラムのコーディネーターの資格要件について、放課後児童支援員認定資格はこの要件には含まれない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	評価基準資料の※4 について、「主任専門員」という表記がありますが、児童クラブの主任支援員のことを指している認識でよろしいでしょうかご教示ください。	お見込みのとおりです。
6	委託料の変更契約については年度始め時点で変更金額を確定させて変更契約を締結するという認識で良いか。ご教示ください。	各実施年度の前年度末までに、次年度の開設する教室数を決定しますので、教室数が決まり次第、変更契約を締結する予定です。
7	仕様書第 12 条（44）早朝預かり及び延長に該当する時間は何時～何時までででしょうか、ご教示ください。	現時点で、放課後児童クラブにおいて仕様書第 12 条（44）に規定する早朝預かりについては、実施が未定のため時間の提示はできません。 なお、わくわくたいけんプログラムの延長プログラムの実施については、原則午後５時から午後６時としています。
8	現事業者において早朝及び延長に該当する時間帯に勤務する職員には、時給加算などの対応をしているのかご教示ください。	現契約で、放課後児童クラブにおいて早朝預かり及びわくわくたいけんプログラムにおいて延長プログラムは実施しておりません。
9	第 12 条（18）おやつについて現在は保護者が用意しているという認識でよろしいでしょうか。お示しください。	お見込みのとおりです。

10	夏季開設クラブについては、主任支援員の配置有無は事業者の判断で決定して良いかご教示ください。	仕様書第 11 条の支援員等の配置に基づき、夏季教室（夏季休業期間のみ開設する児童クラブ）においても同様に配置してください。
11	実施要領 7（1）キ見積提示金額調書（様式第 11 号）の内訳項目について、必須項目があればご教示ください。	見積提示金額調書（様式第 11 号）に、その見積提示金額の内訳が分かるよう別紙　見積提示金額明細書を添付してください。
12	わくわく体験プログラム　第 24 条（6）「児童が一人ずつ持ち帰る工作キットや各種材料については、参加者から実費を徴収すること」とありますが、徴収方法は委託事業者の裁量で決めても良いか。ご教示ください。（例：月末に一括で保護者による銀行振り込み等）	徴収方法については、市からの特別な指定はありません。適切な徴収方法を委託事業者から市へご提案ください。ご提案いただいた内容について市と協議のうえで徴収方法を決定していただきます。
13	（12）「利用児童の安全確保のため、発注者が指定する傷害保険に加入させ、保険料の徴収を行うこと。また、事故が起きた際の請求手続きは、受注者が行うこと。」について、料金徴収方法は委託事業者の裁量で決めて良いか。ご教示ください。	徴収方法については、市からの特別な指定はありません。適切な徴収方法を委託事業者から市へご提案ください。ご提案いただいた内容について市と協議のうえで徴収方法を決定していただきます。
14	資格者配置について、基礎資格（保育士、教員等）を持っているものはみなし支援員として支援員配置を認めていただける認識で良いか。ご教示ください。	みよし市放課後児童健全育成事業運営規程第５条第３項各号に規定する者は、放課後児童支援員とみなすことができますので、仕様書第 11 条第１項第２号に規定する放課後児童支援員として支援員配置をしていただいて構いません。
15	令和 7 年度の各クラブの消耗品執行金額をご教示ください。	現行事業者による予算の内訳及び資金配分に当たる消耗品執行金額については、現在の請負事業者の独自の経営・運営ノウハウに属する情報であるため、公表いたしかねます。

16	令和７年度５月と８月の各クラブ児童平均出席数をご教示ください。	別紙【令和７（2025）年度　放課後児童クラブ平均出席者数一覧表】のとおりです。
17	第２次審査は企画提案書の内容をまとめたパワーポイントの資料を使用してもよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
18	設計書・内訳書は積算時の参考に使用して、提出する書類は様式11という認識でよろしいでしょうか。お示しください。	設計書及び内訳書は積算の際にご使用ください。 ご提出いただく書類につきましては、見積提示金額調書（様式第11号）及びその見積提示金額の内訳が分かるように、別紙　見積提示金額明細書となります。